

朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書

朝霞市、和光市は、ごみ広域処理に関する事項について、下記のとおり合意する。

平成30年8月21日

記

1 ごみ広域処理の枠組み

朝霞市、和光市は、ごみ焼却処理施設を共同で建設し、ごみ処理を行う。

2 ごみ焼却処理施設の建設地

今回のごみ焼却処理施設は、和光市内とする。

また、次のごみ焼却処理施設の建設地は、朝霞市内とする。

3 ごみ処理広域化に向けた協議会の設置

両市による協議会を平成31年度に設置する。

なお、事務局は和光市役所内に設置する。

4 その他

本合意書に定めのない事項及び本合意事項に疑義が生じた場合は、朝霞市、和光市で協議の上、決定するものとする。

この合意書の証として、本書2通を作成し、朝霞市、和光市において、署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

朝霞市本町1丁目1番1号

朝霞市

朝霞市長

富田 勝則



和光市広沢1番5号

和光市

和光市長

松本 武洋

